

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年十一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月一日奈良県指令郡土第四二一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月二十八日郡土第六一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町五七〇番一及び五七〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田井庄町三六三番地

奥田善久